

第1回 埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会
第1回 埼玉県県南西部交通圏タクシー準特定地域協議会
第1回 埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会
第1回 埼玉県県北交通圏タクシー準特定地域協議会
合同会議 議事概要

平成26年2月13日(木)

14:00~15:45

埼玉県トラック総合会館 大会議室

1. 開会宣言(事務局より)

2. 設置要綱の改正について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う県南中央交通圏、県南西部交通圏及び県南東部交通圏並びに県北交通圏の設置要綱改正案について、事務局から資料3-1、3-2、3-3、3-4を用い説明、また、新たに平成20年より、タクシー業務適正化特別措置法の改正により運転者登録制度が県南中央交通圏において義務化された際に設置された登録諮問委員会委員に就任している東洋大学総合情報学部尾崎晴男教授の委員就任等について説明、本日欠席の委員に資料を事前送付しており、意見等はいただけない旨を説明し、諮ったところ、各委員から異議なく承認された。

3. 会長選出について

事務局より設置要綱の改正に伴い新たに会長選出について説明した。事務局より東洋大学総合情報学部尾崎晴男教授を会長へと提案し、諮ったところ、各委員から異議なく承認され、会長就任の挨拶があった。

4. 事務局長選出について

尾崎会長より事務局長に一般社団法人埼玉県乗用自動車協会小谷会長の指名があり、小谷事務局長より就任の挨拶があった。

5. 議事

(1) 準特定地域計画について、事務局から資料1及び資料2、参考資料5を用いて説明した。

各交通圏の地域計画が、改正法のみなし規定の適用を受け、準特定地域計画としてみなされるとの説明。これに対し、会長が委員に意見を募ったところ、特段の意見もなかったことから、今後、改正された基本方針(参考資料5)に沿って改正の必要性等を協議していくこととした。

(2) 公定幅運賃に対する意見について、事務局から資料4、参考資料8を用いて説明した。

また、埼玉運輸支局高山首席運輸企画専門官から公定幅運賃制度及び関東運輸局が協議会に対し意見を求めている内容について説明した。
会長が委員に意見等を募ったところ、以下の質疑があった。

【吉田委員】

今回、運賃が710円から730円に値上がる分というのは、あくまでも消費税増税分という認識でよいか。前回の運賃改定時の査定だと、燃料費の内訳が6.07%だった。710円から730円に上がる分はあくまでも消費税増税分で、総括原価方式の内訳については、前回の査定と同様6.07%ということによいか。

【埼玉運輸支局 高山首席運輸企画専門官】

関東運輸局が案として示しているのは、従来の自動認可運賃額をベースに、増収率108/105の範囲内で、初乗額等を改定しているもの。
通常、運賃というのは、原価として燃料費・人件費・油脂費・車両費等があるが、今般については消費税の単純転嫁というところで示されている。

会長がその他の委員に意見等を募ったところ、特段、質疑応答、意見等もなかったことから、「意見なし」とする意見書を埼玉運輸支局経由で関東運輸局に提出することとした。
(なお、協議会終了後、7.のとおり深谷委員より要請があった。)

- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に係る今までの取組について、資料5を用いて、適正化に係るものについて埼玉運輸支局高山首席運輸企画専門官から、活性化に係るものについて事務局から説明。主な質疑応答、意見等は次のとおり。

【根本委員】

今まで協議会において、関係各位が頑張っていた点にまずお礼を言いたい。しかし、未だにタクシー乗務員の年収が300万円を超えるのは7都県しかない。また、人が入らない。若い方で車に乗らないという方もいる。私のところもそうだが、60歳以上の人が年金を貰いながら乗務している。そういう方をあてにしている現状がある。利用者が安心・安全に利用するには、そこで働く乗務員の生活が成り立ち、安定して勤務することができる賃金の確保が必要と思う。

【鈴木委員】

適正化・活性化の取り組みに対してありがたく感じている。今回の改正法の附帯決議となったタクシー乗務員の労働条件の改善という面で、タクシー乗務員の給与体系は累進歩合が旧態依然として続いている産業だ。こういったものを是非なくしていただきたい。もう一つは活性化の面で、今資料を頂いたが、各事業者で色々と細かい取り組みをされているところもあると思う。そういったものをもう少し地域ごとに、協議会の中でどんどん意見交換できるような協議会にしていきたい。

【吉田委員】

前回の運賃改定は、労働条件の改善を意図したものだったが、改善状況について公表しなくてはならないとなっている。私が調べたところでは公表はされていない。今言われたように、各社で取り組んだことがあれば是非公表していただきたい。

【事務局】

前回の改定時は公表し、プレス発表も行っている。業界紙にも載ったというように記憶している。

【友住委員】

労働条件の話が出たので、タクシー運転者使用事業所の指導の現状について説明する。平成25年1月から12月までの監督状況について、本年1月31日にプレスした。タクシー事業者は10者に対し実施し、違反のあった者は9者であった。違反の中身は、割増賃金に関するものが7件で比率が高くなっている。労働時間に関しては、自動車運転者の改善基準というのがあり、その違反が6件あった。割増賃金の違反の経緯についてみると、埼玉は大阪市や仙台市、福岡市でよく見られるような、1極集中して客待ちが長くなることによる違反は少なく、休日出勤の手当や深夜手当の出し方の認識違いによるものが多くなっている。

監督指導以外にも、埼玉県乗用自動車協会に協力していただいて、時間管理等指導員制度を行っており、業界に詳しい指導員と社会保険労務士が事業所を巡回指導することをやっている。

特措法改正の附帯決議において、累進歩合について触れられた。累進歩合制度は、スピード違反や労働時間超過が懸念されるため、引き続き指導していく。平成24年度の実績だが、累進歩合による指導は3件あった。

最近の情勢として、ブラック企業という言葉が流行ったが、労働条件の良くない会社は、インターネット上で厳しく書き込みをされる傾向があり、そのような会社は若者が就業に躊躇してしまう。最近の人は働く環境や労働条件等に非常に目を向けて、自分がどういう仕事に就くかということを重視する時代になってきている。

建設業界、陸上貨物業界でも人材不足があり、それぞれ業界をあげて若い人材の確保に取り組んでいる。タクシー業界においても、高齢化が問題になっているとのことだが、改善を図っていただきたいと思う。

このほか、累進歩合制について、根本委員から友住委員へ定義等の質疑あり

会長がその他の委員に意見等を募ったところ、特段なかったことから、今後、準特定地域計画について、今までの取り組みを踏まえ、改正された基本方針に沿った形にしていくことを述べ、議事は終了した。最後に小谷事務局長より、次回の協議会については、改めて連絡する旨が告げられた。

6. 閉会宣言（事務局より）

7. 公定幅運賃に対する意見について

2月21日、深谷委員より、「大型車と普通車の初乗運賃が同額のものについては加算運賃も合わせるようにすべき」との要請書が事務局に提出され、これに対する意見を平成26年2月21日付け書面で各委員に諮ったところ、特段、意見等がなかったことから、関東運輸局長あての意見書にその旨を意見として記載することとした。

8. 配付資料

- 資料1 『タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント』
- 資料2 『参考条文抜粋』
- 資料3-1～3-4 『各交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）』
- 資料4 『公定幅運賃について』
- 資料5 『タクシー事業の適正化及び活性化に係る今までの取組について』
- 資料6-1～6-4 『各交通圏の特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況』
-
- 参考資料1 『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部改正する法律』
- 参考資料2 『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部改正する法律新旧対照表』
- 参考資料3 『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則等の一部改正する省令新旧対照表』
- 参考資料4 『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等施行規程』
- 参考資料5 『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針』
- 参考資料6 『特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について』
(特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン)
- 参考資料7 『準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について』
- 参考資料8 『公定幅運賃の範囲の指定方法等について』

以上